

山口県と各市町  
県内信用金庫の  
補助金&助成金で

**150万円以上**  
の資金を支援！

※対象事業費150万円  
以上の場合

やまぐちの中山間地域で  
移住創業・継業を  
お考えの方へ

山口県 萩山口信用金庫  
西中国信用金庫 東山口信用金庫  
地方創生プロジェクト

山口県・山口県信用金庫協会加盟信用金庫（萩山口・西中国・東山口）地方創生プロジェクト

# やまぐち中山間移住創業助成金

地方創生に向け、移住創業・継業を目指す事業者様を

## 山口県と各市町、信用金庫が連携して応援します！

山口県信用金庫協会加盟信用金庫(萩山口・西中国・東山口)は、平成28年2月に山口県と締結した「地方創生に係る包括連携に関する協定」に基づき、地元経済の発展および地方創生に貢献するため、山口県内の中山間地域に移住し、新たに創業・継業される事業者様を対象として、助成金の提供により支援する制度「やまぐち中山間移住創業助成金」を創設しています。

助成金交付対象者は、県・市町・商工団体・信用金庫等を構成員として、各地域に設置される「中山間移住創業支援チーム」の支援、および山口県の「中山間移住創業マルシェ事業補助金」の交付を受ける事業者で、山口県と各市町、山口県信用金庫協会加盟信用金庫が連携して支援を行うものです。

「皆様と一緒に、この街を元気にしたい。」山口県信用金庫協会加盟信用金庫は地方創生の実現に向け、山口県内中山間地域の移住創業・継業を積極的に支援していきます。

### 【募集概要】

募集対象者：山口県信用金庫協会加盟信用金庫(萩山口・西中国・東山口)の会員資格を有し、山口県の「中山間移住創業支援チーム」の支援、および「中山間移住創業マルシェ事業補助金」を受ける事業者のうち、本助成金の交付申請をされた方を対象とします。

助成金額：一事業者あたり50万円を上限とします。

申請期間：「中山間移住創業マルシェ事業補助金」の申請期間に準じます。

応募方法：「やまぐち中山間移住創業助成金交付申請書」に必要事項を記入し、助成対象者の「中山間移住創業支援チーム」に参画している担当信用金庫、または、「中山間移住創業マルシェ事業補助金」の申請窓口に提出してください。

山口県内中山間地域での  
移住創業・継業に  
公・金で

**150万円以上**  
の資金を支援

※対象事業費150万円以上の場合

山口県

中山間移住創業  
マルシェ事業補助金  
上限 **50**万円  
(補助率1/3)



各市町

各市町から  
補助金  
(県と同額以上)



萩山口信用金庫  
西中国信用金庫  
東山口信用金庫

さらに!  
やまぐち中山間  
移住創業助成金  
上限 **50**万円

萩山口信用金庫

西中国信用金庫

東山口信用金庫

【お問合せ先】

萩山口信用金庫 営業サポート部 営業三課 TEL：083-922-2700  
西中国信用金庫 地域サポート部 TEL：083-227-2228  
東山口信用金庫 融資管理部 経営相談課 TEL：0835-23-2326

## 【 やまぐち中山間移住創業助成金 】

### 募集要項

#### 1. 助成対象者

山口県信用金庫協会加盟信用金庫(萩山口信用金庫・西中国信用金庫・東山口信用金庫)の会員資格を有し、山口県が県内各地域に設置する「中山間移住創業支援チーム」の支援、および山口県の「中山間移住創業マルシェ事業補助金」の交付決定を受けた事業者のうち、本助成金の交付申請をされた方を対象とします。

#### 2. 助成金額

助成金の額は、一事業者に対し50万円とします。但し、助成対象者の総事業費が50万円を下回る場合には、総事業費を上限(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる)とします。なお、年間の助成金総額は、合計250万円以内とします。

#### 3. 申請期間

山口県の「中山間移住創業マルシェ事業補助金」の申請期間に準じます。

#### 4. 応募方法

「やまぐち中山間移住創業助成金交付申請書」に必要事項を記入し、事業計画書等を添えて、助成対象者の「中山間移住創業支援チーム」に参画している担当信用金庫、または山口県の「中山間移住創業マルシェ事業補助金」の申請窓口に提出してください。

また、助成対象者の申請手続きの簡素化のため、「中山間移住創業支援チーム」および「中山間移住創業マルシェ事業補助金」にご提出された申請書類等を、担当信用金庫に提供することで事業計画書等の提出に替えることができます。申請書類等から、各信用金庫が知り得た事業計画や個人情報等については、事務手続きおよび創業・継業の支援のために使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。

#### 5. 発表

「やまぐち中山間移住創業助成金」の交付決定後、申請者に通知します。

※助成対象者につきましては、各信用金庫のwebサイト等で個人、企業・団体等の名を公表する場合がございます。

#### 6. 助成金の交付方法

助成対象者の「中山間移住創業支援チーム」に参画している担当信用金庫の預金口座への振込とさせていただきます。

※「中山間移住創業支援チーム」および「中山間移住創業マルシェ事業補助金」については、山口県 総合企画部 中山間地域づくり推進課やまぐち暮らし創造班(TEL 083-933-2554)まで、お問合せください。

#### 【お問合せ先】

- ・萩山口信用金庫 営業サポート部 営業三課 〒753-0047 山口市道場門前一丁目5番1号  
TEL 083-922-2700
- ・西中国信用金庫 地域サポート部 〒750-0016 下関市細江町一丁目1番8号  
TEL 083-227-2228
- ・東山口信用金庫 融資管理部 経営相談課 〒747-0034 防府市天神1丁目12-18  
TEL 0835-23-2326